平成２３年（フ）第３３３号
兵庫県西宮市森下町６番25―302号
債務者　中野　敦司
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４２号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目128番地の１エクセルコート東園田402号
債務者　福田　慶二
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４３号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目128番地の１エクセルコート東園田402号
債務者　福田　好美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７２号
兵庫県西宮市小曽根町３丁目２番８号、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目４番７―410号
債務者　保枝美奈子（旧姓武部）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４号
徳島市南末広町４番14―５―902号、旧住所徳島市大和町２丁目３番41―306号
債務者　東田清太郎
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５号
徳島市南末広町４番14―５―902号、旧住所徳島市大和町２丁目３番41―306号
債務者　東田眞紀子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９号
徳島市北田宮３丁目４―23、旧住所徳島市南田宮１丁目５番60号
債務者　多田　哲雄
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０号
徳島市北田宮３丁目４―23、旧住所徳島市南田宮１丁目５番60号
債務者　多田智加子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
徳島県板野郡北島町鯛浜字原187番地２　メゾンＢ―ＤⅠ号室
債務者　福島ひろみ
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９９号
徳島市八万町内浜31番地―202号
債務者　坂本　優子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８号
福岡県直方市大字感田3121番地１
債務者　園田　輝明
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160番地１　エトワール肥前110号
債務者　峯　さやか
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
大分市新町２番１号　ヤマトビル703
債務者　直野　千草
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７号
大分市大字今市4140番地
債務者　佐藤友一郎（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４６号
宮崎市大字芳士1065番地
債務者　井上　健一
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４７号
宮崎市大字芳士1065番地
債務者　井上　初美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４９号
宮崎市神宮東１丁目１番65号　ヴァンデュールパレス神宮東1003号
債務者　川井田佳介
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係